

電気の子メーター所有者、管理者の皆様へ

経済産業省 関東経済産業局
関東地区証明用電気計器対策委員会

貸しビル・アパート・寮などで管理人と入居者との間で電気料金の配分に使用している子メーターは計量法によって有効期間が定められています。

子メーター（証明用電気計器）の有効期限を確認してください。

単独計器の有効期限は検定ラベル等に表示してあります。

検定ラベル
(検定に合格したもの)



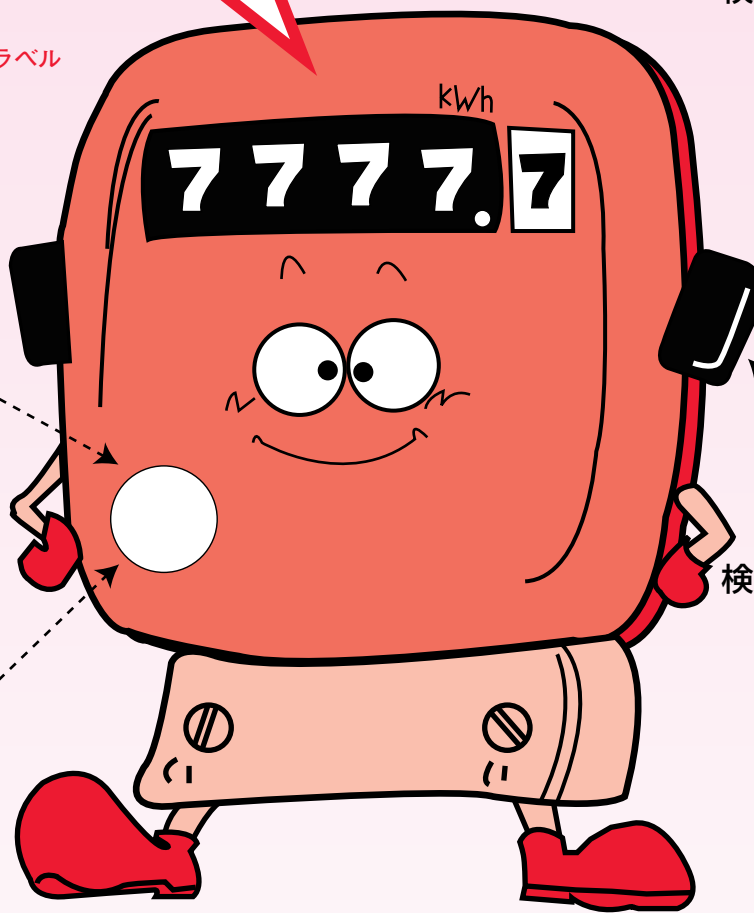
有効期限
平成30年6月を示す。

適合ラベル
(基準適合検査に適合したもの)

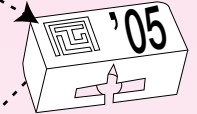


基準適合証印

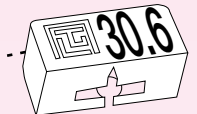
有効期限
平成30年6月を示す。



検定証印 封印キャップ
(検定ラベルの場合)

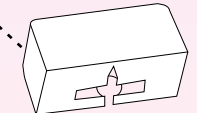


平成17年5月以前は、検定年を西暦で表示。



平成17年6月以降は、有効期限を元号で表示。

封印キャップ
(適合ラベルの場合)



検定証印 鉛封印



変成器付計器の有効期限は検定票に表示してあります。

検定票
(ファイバー)

○ 東 25 6

有効期限
平成25年6月を示す。

○計量法関係のお問合せ先

経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課 (048-600-0390)

茨城県計量検定所 (029-221-2763) 栃木県計量検定所 (028-667-9425) 群馬県計量検定所 (027-263-2436)

埼玉県計量検定所 (048-652-2171) 千葉県計量検定所 (043-251-7209)

東京都生活文化局計量検定所 (03-5470-6628) 神奈川県商工労働総務課(計量検定センター) (045-421-3484)

前橋市計量検査所 (027-255-2218) 川崎市計量検査所 (044-222-1827) 横浜市計量検査所 (045-671-2587)

○検定関係のお問合せ先

証明用電気計器対策委員会事務局(日本電気計器検定所検定部) (03-3451-6761・4617) <http://www.jemic.go.jp/>

電気の子メーターに関するQ&A

Q：子メーターとはどんなメーターですか？

A：貸ビル・アパート等で、一括して電力会社に支払った電気料金を、各室の電気使用量に応じて配分する（取引・証明）ために用いる電気計器を「子メーター」（証明用電気計器）と呼んでいます。

Q：子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

A：計量法の第16条（使用の制限）で、取引又は証明に

- (1) 検定証印又は基準適合証印が付されていないものを使用すること。
- (2) 検定証印又は基準適合証印の有効期間を経過したものを使用すること。
- (3) 変成器（変圧器、変流器、変圧変流器）とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。

が禁じられています。したがって、子メーターも電力会社の取引用電気計器と同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすために、検定に合格又は基準適合検査に適合したもので、有効期間満了の年月以内のものでなければ使用できません。

また、同第16条に違反して使用した場合、計量法第172条では「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようにお願いします。

Q：有効期間は、どのように決められていますか？

A：計量法施行令第12条、同第18条で、検定に合格又は基準適合検査に適合した月の翌月から起算して

○単独計器（メーターのみで変成器を使用しない）の場合

- (1) 定格電流が30A、120A、200A及び250Aのもの並びに定格電流が20A、60Aの電子式計器の有効期間は「10年」です。
- (2) 定格電流が20A、60Aの機械式の計器は「7年」です。

○変成器付計器（変成器とともに使用するメーター）の場合

- (1) 定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用するもの（定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く）及び平成14年7月以降に検定を受けた電子式計器は「7年」です。
- (2) (1) 以外のものは「5年」です。

※有効期間満了年月（有効期限）の表示方法は、ちらしのイラストをご覧ください。

Q：期間満了の年月が近づいて取り替える場合、どうすればいいのですか？

A：検定済みの新品又は修理品の計器に取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。修理をする場合は、経済産業大臣に届け出た届出修理事業者が、計量法施行規則第14条の修理基準（ごみ、さび等の除去、塗装の補修、消耗部品の取替え等）に基づいて修理を施し、修理済表示を付してから検定を受けることとなります。

最寄りの電気工事店又は届出製造事業者並びに届出修理事業者にご相談してください。

○関東地区の届出製造事業者（五十音順）

大崎電気工業（株） (03-3443-7177) (株) 東 芝 (03-3457-4767)
東芝メーターテクノ（株） (03-3758-8821)

○関東地区の届出修理事業者（五十音順）

(株) 電気計器サービスセンター (03-3451-1024) 昭和計器工業（株） (043-237-7875)
東京計器工業（株） (03-5498-8101) 東光電気（株） (03-3214-5283)